

事故発生時の保険者等への報告のフロー図（連絡窓口）

事故発生時の初動対応

医師・管理者・家族・担当ケアマネへの連絡（必要に応じて、警察・消防署への連絡）

①
死亡事故・失踪事故・利用者等の苦情を伴っている事故等
保険者への報告の緊急性の高いもの

②
緊急性はないが、保険者への報告を必要とする事故の場合
(左記以外の事故報告)

③
保険者への報告の必要がない事故の場合
(軽い打撲等)

電話等により事故発生の連絡を行い、速やかに報告書を提出

TEL 0866-92-8369

(長寿介護課：平日日中)

TEL 0866-92-8200

(宿日直：上記以外)

事業所において、記録整備

【第1報】事故発生後、できるだけ速やかに（5日以内）報告書を提出。電子メール等による。
(やむをえない場合のみ、FAXでも可)

総社市長寿介護課 電子メール choju@city.suja.okayama.jp FAX 0866-92-8607

保険者への報告と同時に備中県民局健康福祉課へも報告を行ってください。（地域密着型サービス、居宅介護支援及び第1号事業の場合、報告は必要ありません。）

※感染症の場合は備中保健所（備中県民局保健課）へも連絡を行ってください。

備中県民局健康福祉課事業者第一班 TEL086-434-7054 FAX 086-427-5304

保健課保健対策班 TEL086-434-7024 FAX 086-425-1941

岡山県備中県民局等への届出方法・届出先等は、岡山県ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/571337.html>

検索方法：岡山県 介護保険 事故

【第2報・以後】 保険者には、概ね2週間以内に第2報を行うこと。事故処理が長期化する場合は、途中経過を報告し、完了時点で最終報告書を提出すること。（県民局も同様）